

子どもの日本語教育研究会第9回大会

2024年3月10日

横浜国立大学 教育学部講義棟6号館101教室



公益財団法人 石川県国際交流協会
Ishikawa Foundation for International Exchange

パネルディスカッション

「外国人の子どもたちの地域支援の現状と課題」

報告「推進事業を活用した石川県の日本語支援体制づくり」

石川県国際交流協会 石津 みなと
(日本語専任講師・総括コーディネーター)



【1】推進事業について

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業

■ 事業の目的

この補助金は、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携しつつ行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を行う事業に対して、当該事業を実施するために必要とする経費の一部を補助することにより、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的とする。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikinihongokyoiku/

令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 応募団体 所在地

第1次応募(55団体)

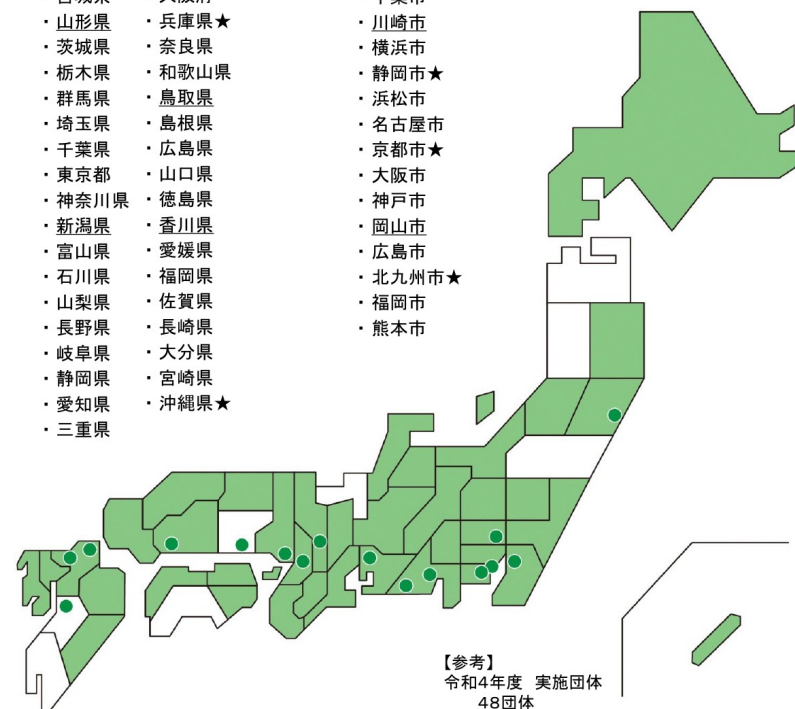
都道府県 (39団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県
- ・沖縄県★

政令指定都市 (16団体)

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市

★ : 地域国際化協会が応募
下線付: 新規応募団体



【参考】
令和4年度 実施団体
48団体
令和3年度 実施団体
42団体
令和2年度 実施団体
35団体
令和元年度 実施団体
17団体



【1】「石川県における地域日本語教育の総合的な体制づくり
推進事業」R元年度～

「石川県国際化推進プラン」(2016.3)

- 1 世界の各地域との多様な国際交流・国際協力の推進
- 2 海外誘客の促進・産業分野における国際展開の拡大
- 3 日本語・日本文化研修生や留学生等の受入促進と参加の拡大
- 4 多文化共生の促進
- 5 民間国際交流団体の充実と行政との連携・協働体制づくり
- 6 グローバル化に対応する人材育成と活用



【1】「石川県における地域日本語教育の総合的な体制づくり
推進事業」R元年度～

＜日本語教育に関わる体制整備3つの柱＞

- 「県内市町及び関係機関との連携」
- 「日本語教育人材の育成」
- 「日本語教室空白地域解消」

そのほか

＜外国人住民を対象にした取組＞

＜県民を対象にした取り組み＞

* 「外国につながる子どもの初期日本語支援」

「外国人コミュニティーリーダー研修」

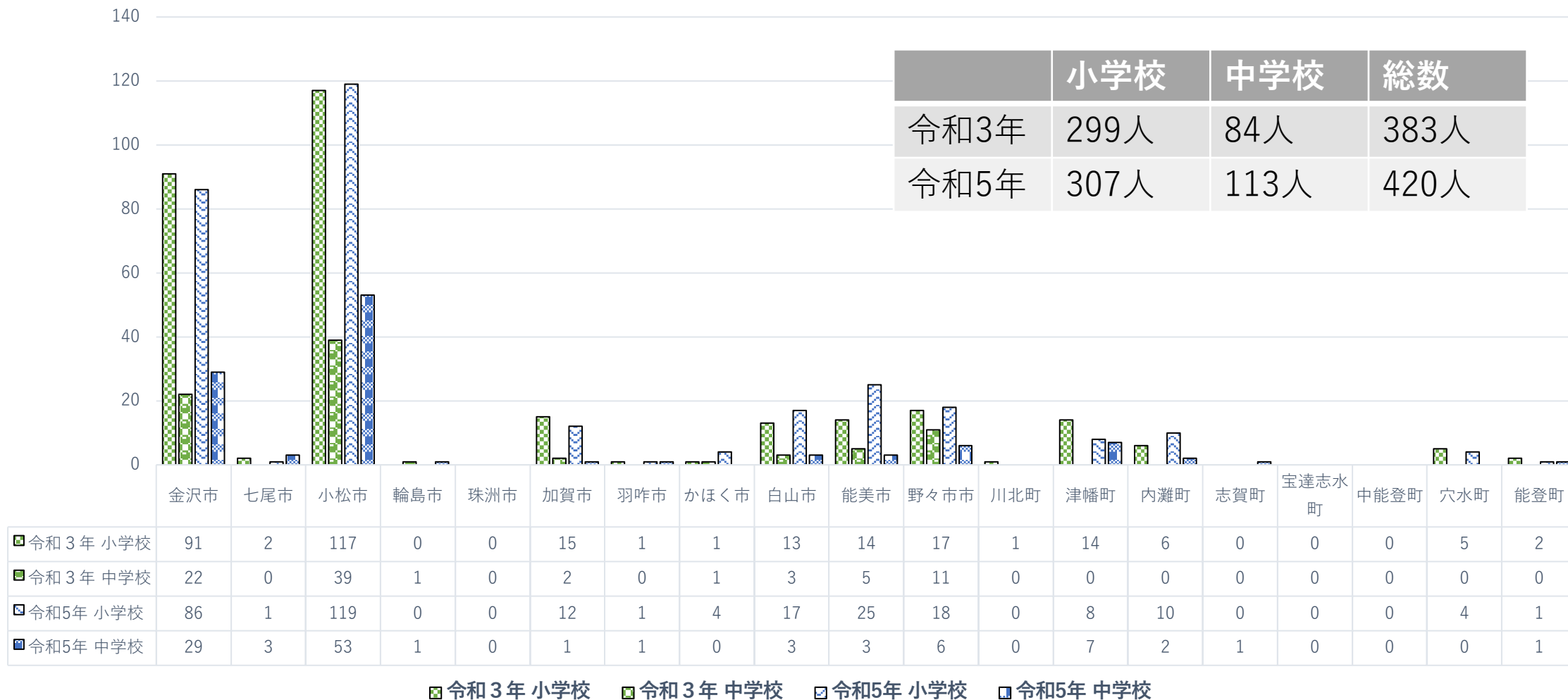
「オンライン日本語クラス」

「やさしい日本語」 など



【2】石川県の外国につながる子ども

①石川県内19市町別 小学校・中学校の帰国児童生徒数・外国人児童生徒在籍数





【2】石川県の外国につながる子ども

②日本語支援が必要な児童生徒(小学~中学校):150人。(R3年度現在) ……在籍数の約39%

小学校 125人(帰国子女:14人 外国人児童111人) 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)

中学校 25人(帰国子女:2人 外国人生徒 23人)

*推進事業からのキーワード
「日本語教育隣接分野との連携」
「セーフティーネット」
「地域間格差の解消」

③県内19市町の支援状況 (R3年度5月現在 県協会把握)

- 「特別の教育課程」による「取り出し」
- 県教委の講師派遣を利用している
- 支援体制はないが子どもが来たとき
- 支援体制がない市町: 9市町 / 19

①~③から、全国的に見ると石川県は外国人散在地域ではあるが、県内でも集住地域と散在地域が存在。
結果、石川県に住む日本語支援が必要な外国につながる子どもたちが、住む場所によって日本語教育の学習機会の有無や支援体制の充実度などで地域間格差に遭遇していることが予想される



【3】子ども支援体制の実際

○取り組みの流れ「パッケージ化」

1 ヒアリング 2 準備 3 授業実践および引継ぎ 4 アフターケア

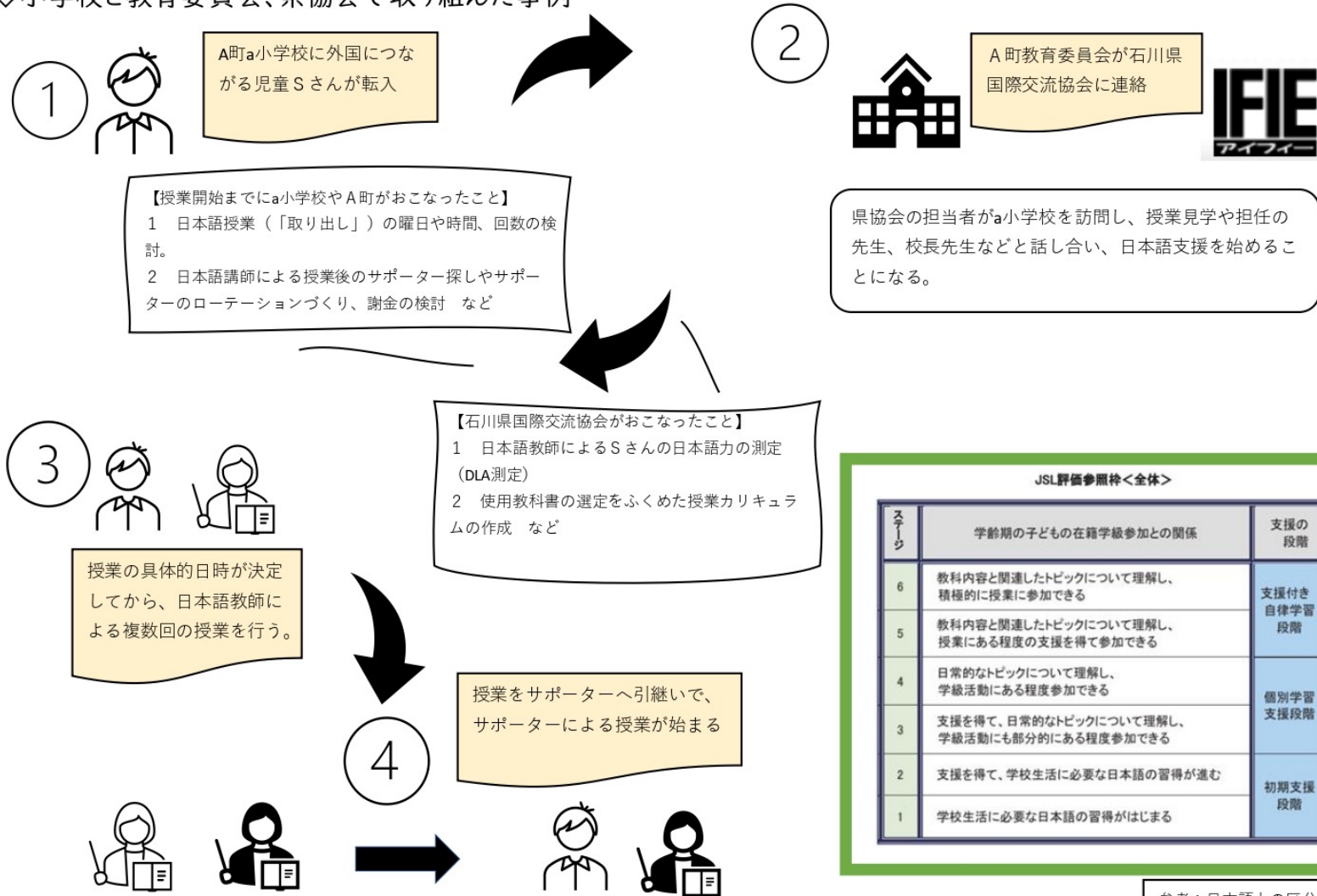
○内容

- 1 ヒアリング: 自治体関係者や学校関係者などへ日本語支援が必要な子どもに関するヒアリングを行い、子どもの日本語力や家族背景、学校での様子、担任の先生はじめ学校での支援の様子など聞き取りを行う。
- 2 準備: 学校は授業日の調整や保護者への確認、授業教室の確保などを行う。教育委員会は学校と連携し「取り出し」授業を速やかに行うための予算確保等検討に入る。日本語講師は、子どもの日本語力測定や授業方針の検討などを行う。自治体多文化共生部署は、学校や県協会を繋ぐ役割を担いつつ、日本語サポーターの確保や日程調整などに取り掛かる。
- 3 授業実践および引継ぎ:
2の準備が整った上で、日本語講師による「取り出し」授業を複数回行うとともに、授業引き継ぎ先の市町サポーターとの連携を図る。
- 4 アフターケア: サポーターによる授業が始まったのちに、「取り出し」授業に関する相談や学校の相談などにあたる。



【3】子ども支援体制の実際

◇小学校と教育委員会、県協会で行き組んだ事例



JSL評価参照枠<全体>

ステージ	学齢期の子ども在籍学級参加との関係	支援の段階
6	教科内容と関連したトピックについて理解し、積極的に授業に参加できる	支援付き自律学習段階
5	教科内容と関連したトピックについて理解し、授業にある程度の支援を得て参加できる	
4	日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる	個別学習支援段階
3	支援を得て、日常的なトピックについて理解し、学級活動にも部分的にある程度参加できる	
2	支援を得て、学校生活に必要な日本語の習得が進む	初期支援段階
1	学校生活に必要な日本語の習得がはじまる	

参考：日本語力の区分



【3】子ども支援体制の実際


表1 支援に関わった関係機関・関係者と支援内容

自治体	支援に関わった関係機関・関係者	支援内容
1. A町	A町:学校・町教育委員会教育課・町教育委員会総務課(多文化共生部署)・地域サポーター・CIR 推進事業:県協会(総括コーディネーター)・石川県日本語講師会	町内の小学校2校に外国につながる小学生が在籍していた。それぞれの学校で週2回~週4回の「取り出し」授業が始まる。 4名の小学生に関わる。
2. B市	B市:学校・教育委員会教育課・教育委員会生涯学習課(多文化共生部署)・市国際交流協会・地域サポーター・CIR 推進事業:県協会(総括コーディネーター)・石川県日本語講師会	市内の小学校2校に外国につながる小学生が在籍しており、1年目は日本語力の測定を行い関係者で共有し、3年目は支援が必要な児童へ週2回の「取り出し」授業が始まる。 4名の小学生に関わる。
3. C市	C市:学校・市市民共同課(多文化共生部署)・地域日本語教室・地域サポーター 推進事業:県協会(総括コーディネーター)・石川県日本語講師会	市内の小学校2校に外国につながる小学生が在籍しており、毎日、週1回それぞれの「取り出し」授業が始まる。 3名の小学生に関わる。
4. D市	D市:学校・市教育委員会・地域づくり支援課(多文化共生部署)・地域日本語教室 推進事業:県協会(総括コーディネーター)	市内の小学校1校に外国につながる小学生が転校してきた。週2回の「取り出し」授業が始まる。 2名の小学生に関わる。



【3】子ども支援体制の実際

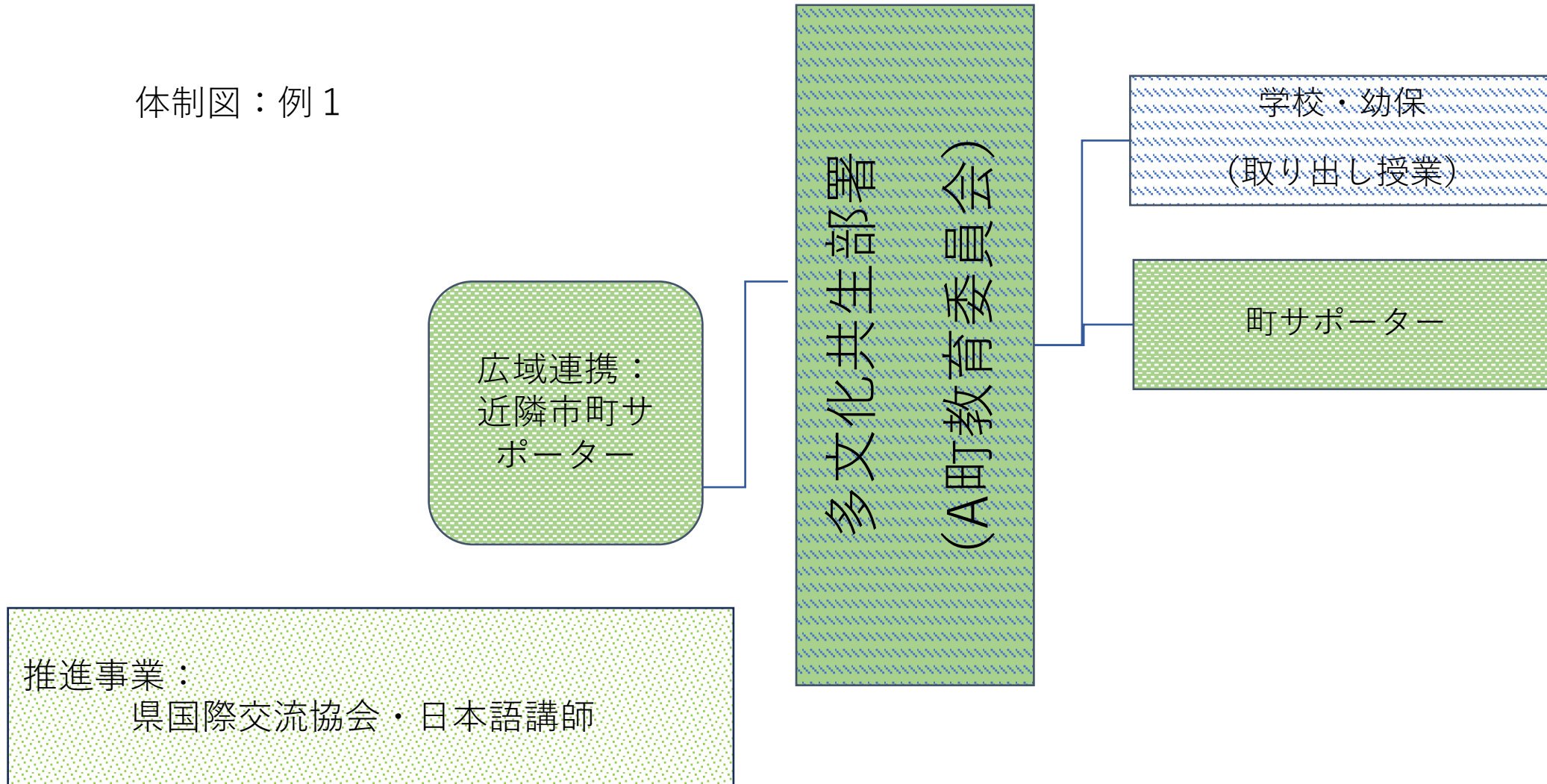
表2 関係機関・関係者とそれぞれの役割

	関係機関・関係者	役割
1	学校	校長先生を中心に、保護者や外部との連絡、担任等校内の調整など行う
2	市町教育委員会	「取り出し」を始めるための謝金の検討や学校にサポーターが入るための登録手続きなど担当する
3	 市町多文化共生部署	学校・教育委員会や市町サポーターと推進事業をつなぐ役目や日本語サポーターの募集、サポーターの日程調整など行う
4	市町地域日本語教室等サポーター	「取り出し」授業時に子どもに日本語を教える
5	県協会（総括コーディネーター）	学校や教育委員会等に「パッケージ化」の説明や支援体制構築の意義、外国につながる子どもが抱える課題の説明など行う。自治体多文化共生部署と協働し、対象自治体に子ども支援の体制構築を行う。
6	日本語講師	石川県日本語講師会：子どもの日本語力測定や使用教科書の選定、「取り出し」授業立ち上げ時の講師やサポーターへの引き継ぎ、助言など行う。



【3】子ども支援体制の実際

体制図：例1





【3】子ども支援体制の実際

体制図：例2



推進事業：
県国際交流協会・日本語講師



【4】 成果と課題

- 支援体制が整備された自治体数の増加（R3年度 6／19自治体 → R5年12月末現在10／19自治体）。日本語支援が必要なすべての子どもたちに日本語を学ぶ機会を保障する持続可能な支援体制・セーフティーネットの構築、地域間格差の解消に貢献した。
 - 多文化共生担当者を通じ、地域日本語教室等関係者とのネットワークが活かされたことで、子ども支援の人材不足を解決するための具体的実践が始まった。
 - 学校・教育委員会と多文化共生部署がつながることで、外国につながる子どもだけでなくその家族を含め地域社会の一員として包摂する機会を生み出した。
-
- ▲「取り出し」授業を担当する地域日本語教室等サポーターの養成やブラッシュアップ
 - ▲「取り出し」授業のカリキュラム作成等個別指導の計画をたてる専門家（＝第7の関係機関・関係者）
 - ▲「技能別日本語」以降「日本語と教科との統合学習」などを担当する機関との連携
 - ▲中長期にわたる日本語学習支援を行うための予算確保等体制整備